

真駒内駅前地区道路予備検討業務

公募型企画競争 提案説明書

令和6年12月

札幌市建設局土木部

## 1 業務名

真駒内駅前地区道路予備検討業務

## 2 趣旨

本説明書は、「真駒内駅前地区道路予備検討業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務目的

札幌市では、令和5年11月に真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を具体化する「真駒内駅前地区まちづくり計画」を策定した。

これに先立ち、令和4年度には、これまでのまちづくり計画策定検討の経緯を踏まえ、駅周辺道路の配置計画の検討等を行った。また、令和5年度には、駅前広場等の配置計画検討等を行い、令和6年度の都市計画決定（変更）に向け検討を進めてきたところである。

本業務では、これまでのまちづくり計画策定検討の経緯および過年度までの業務成果等を踏まえて、真駒内駅前地区全体の道路、広場整備等に係る設計・検討を行うことを目的とする。

## 4 業務内容

特記仕様書（別紙1）に記載のとおりとする。

## 5 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月23日（月）までとする。

## 6 提案の上限額

金33,630,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

## 7 企画提案を求める事項

下記(1)～(6)の内容について企画提案を募集する。

項目	説明	ページ数
(1) 業務の課題把握・実施方針・実施フロー	当該業務を進めるにあたっての課題把握及び実施方針として、当該業務に対する考え方、取組方針及び実施フロー等を記載	A4版1ページまで
(2) 駅前広場予備設計に係る検討	駅前広場の設計をするうえで考慮すべきポイントについて具体的に記載	A4版2ページまで
(3) 概略施工計画に係る検討	概略施工計画を立案するうえで考慮すべきポイントについて具体的に記載	A4版2ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば記載	A4版1ページまで
(5) 業務工程表・業務実施体制	履行期間中における業務のスケジュールについて、コントロールポイント等を明示の上、	A4版1ページまで

	簡潔に記載 業務実施体制及び担当技術者の同種業務※に係る経歴や表彰歴、アピール等を記載 ※駅前広場や交通広場に係る設計（基本、予備、実施）	
(6) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 版任意のページ数

## 8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「土木設計・監理業」、等級「A」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、駅前広場や交通広場に係る設計（基本、予備、実施）業務を元請として履行した業務実績を有していること。

## 9 提出方法等

- (1) 提出物

### 【正本】 1 部

- ① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

- ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8 - (7) に係る業務の実績を記載

- イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

- ウ 競争入札参加資格認定通知書の写し

- ② 企画提案書（様式自由）

提案書の用紙サイズは A4 版の両面印刷とする。また、文字サイズは、図表中を含め 10 ポイント以上とする。ページ数については、上記 7 を参照すること。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものと

すること。

【副本】 9部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参により下記へ提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁8階）

札幌市 建設局 土木部 業務課

電話：011-211-2612 FAX：011-218-5137

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(3) 提出期限

持参による提出は、令和6年12月27日（金）15時00分必着とする。郵送による提出は特定記録によることとし、前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、上記8に示す参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

## 10 質疑

### (1) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで持参・FAX・メールにより提出すること。

### (2) 質問の受付期限

令和6年12月18日（水）17時00分必着

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、札幌市建設局土木部入札・契約情報のホームページで随時掲載する。

## 11 審査方法及びスケジュール

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「真駒内駅前地区道路予備検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

#### ア 一次審査（書類審査）

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 企画提案件数が3件以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

#### イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。なお、一次審査の審査結果は二次審査へ引き継ぐことはしない。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の主任技術者（及び担当技術者）とする。

(イ) プレゼンテーションは、30分程度（説明20分・質疑10分）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。なお、説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(オ) 参加者が1社の場合であっても、二次審査を実施したうえで、契約候補者を選定する。

### (2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和7年1月9日（木）

二次審査 令和7年1月16日（木）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

### (3) 審査項目及び審査基準

審査は、別紙2に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、一次審査又は二

次審査における評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としなない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、別紙2に示す審査項目の(2)・(3)の合計点が高い順に審査通過者又は契約候補者とする。

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

## 12 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約の相手方とはしない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

## 13 参考資料

- (1) 真駒内駅前地区まちづくり計画の策定について（札幌市HP）  
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/makomanai/keikakusakutei.html>
- (2) 第129回札幌市都市計画審議会（札幌市HP）  
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/info/tokeishin/shidai/shidail29.html>
- (3) 以下の(ア)～(エ)の参考資料を下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は、事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和6年12月26日（木）17時00分までとする。
  - (ア) 令和4年度真駒内駅前地区交通結節機能強化検討業務成果品
  - (イ) 令和5年度真駒内駅前地区交通結節機能強化検討業務成果品
  - (ウ) 道路台帳図
  - (エ) 桜山散策路アクセス部擁壁階段工関係図面

## 14 連絡先

札幌市 建設局 土木部 業務課

（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階南側）

電話 011-211-2612 FAX 011-218-5137 E-mail : [do.jimu@city.sapporo.jp](mailto:do.jimu@city.sapporo.jp)  
※業務時間：月曜日から金曜日（祝日を除く） 8時45分～17時15分

## 特記仕様書

### 真駒内駅前地区道路予備検討業務

#### 1. 業務目的

札幌市では、令和5年11月に真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を具体化する「真駒内駅前地区まちづくり計画」を策定した。

これに先立ち、令和4年度には、これまでのまちづくり計画策定検討の経緯を踏まえ、駅周辺道路の配置計画の検討等を行った。また、令和5年度には、駅前広場等の配置計画検討等を行い、令和6年度の都市計画決定（変更）に向けて検討を進めてきたところである。

本業務では、これまでのまちづくり計画策定検討の経緯および過年度までの業務成果等を踏まえて、真駒内駅前地区全体の道路、広場整備等に係る設計・検討を行うことを目的とする。

※本業務では、駅前広場を以下のとおり区分して呼称する(位置図参照)。

- |        |              |
|--------|--------------|
| ① 南側広場 | 0.99ha (駅南側) |
| ② 西側広場 | 0.35ha (駅西側) |
| ③ 北側広場 | 0.17ha (駅北側) |

#### 2. 業務内容

##### (1) 道路予備設計 (B)

都市計画決定変更予定の3・4・43平岸通及び一部現道区域(延長計約1.02km)(位置図参照)を対象に道路予備設計(B)を実施すること。

なお、予備設計の実施に当たり、必要な測量データについては、別途業務にて実施する用地測量(用地現況測量)、路線測量(縦横断測量)の成果を用いることを基本とする。

##### ア) 設計計画

業務目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

- ①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果品の品質を確保するための計画、⑦成果品の内容・部数、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制(緊急時を含む)、⑩使用する主な機器、⑪照査計画、⑫その他必要事項

##### イ) 現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び過年度検討業務で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行う。

#### ウ) 縦断設計

既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を計画する。

#### エ) 横断設計

実測横断図を用い、道路の横断構成、側道、水路等を設計する。横断図には、土層線を想定し、法面勾配と構造や幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

#### オ) 道路附帯構造物設計

一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（2 m又は高さ1.5 mを超えるもの）、地下道、取付道路（延長10 m以上）側道及び階段工（高さ3 m以上）、植栽、植樹帯、街路灯等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計する。街路灯の検討にあたっては、照度の確認も行うこと。また、ロードヒーティングの敷設範囲も併せて検討する。

#### カ) 小構造物設計

小構造物設計は原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2 m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2 m以下又は高さ1.5 m以下）、集水柵、防護柵工、取り付け道路（延長10 m未満）、階段工（高さ3 m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定する。

#### キ) 用排水設計

既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。検討にあたっては、道路部の既設下水道施設への接続を基本に、特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行う。使用する用排水構造物は、「標準設計図集」等を参照する。

#### ク) 設計図及び関係機関協議資料作成

以下の設計図面を作成する。また、設計図書に基づき関係機関との協議資料・説明用資料作成を行う。

- ・路線図 市販地図に主要構造物、コントロール物件等を記入する。
- ・平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び主要構造物等、計画した全ての構造物を記入する。
- ・縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20 m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入する。
- ・標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な横断形状箇所を選定し作成する。
- ・横断図 実測横断図を用い、標準20 m毎の測点について横断設計に基づき作成する。
- ・一般図作成 一般構造物（函渠、擁壁等）は、設計図書に基づき、一般図を作成する。

- ・認可図面作成 「都市整備事業実務要領（H28.4 北海道建設部）」に基づき、事業認可申請に必要な平面図、縦断図、横断図等の資料を作成する。
- ケ) 用地幅杭計画  
縦断・横断・道路附帯施設構造物・小構造物及び用排水設計に基づき、用地幅杭位置を求める。
- コ) 概算工事費  
担当職員と協議した単価と一般図等に基づき算出した概略数量から、概算工事費を算定する。なお、概算用地補償費の算定も併せて行う。
- サ) 照査  
下記に示す事項を標準として照査を行う。
- ・基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
  - ・設計条件及び現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
  - ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
  - ・設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- シ) 報告書作成  
設計業務の成果として、報告書を作成する。なお、以下の項目について解説し取りまとめて記載した、設計概要報告書を作成するものとする。
- ・計画の概要
  - ・地域の現況及び関連協議資料
  - ・各種検討の経緯とその結果
  - ・設計計算書
  - ・概算事業費
  - ・用地幅杭調書
  - ・その他必要事項
- ス) 設計における諸条件は下記のとおりとする

<設計における諸条件>

設計条件項目	適用内容	変化率項目	適用内容
地形	市街地・山地	道路環境施設	無
車線数	1～2 車線	特殊法面設計	無
複断面	無	工区ごとの成果品分割	無
暫定計画	無	路床入替処理の設計	無
歩道等設計	有		

## (2) 平面交差点予備設計

都市計画決定変更予定の3・4・4 3 平岸通と真駒内団地5号線、真駒内団地6号線、南側広場との交差箇所、真駒内団地中央線と真駒内団地6号線（位置図参照）の4箇所の交差点を対象に平面交差点予備設計を行うこと。

ア) 設計計画 ※道路設計と併せて実施するものとする。

業務目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果品の品質を確保するための計画、⑦成果品の内容・部数、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制（緊急時を含む）、⑩使用する主な機器、⑪照査計画、⑫その他必要事項

イ) 現地踏査 ※道路設計と併せて実施するものとする。

設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、確認を行う。

ウ) 平面・縦断設計

交差点形状について、2案の比較案の検討と交差点間隔、平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何学構造について検討を行う。

エ) 横断設計

20m毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行う。

オ) 交差点容量・路面表示

交差点容量は、設計図書に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡などの検討を行う。与える交通量は、過年度検討業務で計算した将来推計交通量（台／日）を基本とし、必要に応じ最新のバスダイヤや現況交通量調査結果からピーク時交通量を算出し計算すること。なお、交差点解析の実施にあたっては、単独の交差点における交通処理の確認のほか、近接交差点におけるサイクル長の違いによる滞留長の不足が生じないかなどの可能性を考慮し、必要に応じ近接交差点の系統制御による検討を実施すること。

カ) 設計図及び関係機関協議資料作成

以下の設計図面を作成する。また、設計図書に基づき関係機関との協議資料・説明用資料作成を行う。

- ・交差点位置図 市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入する。
- ・平面図 平面設計に基づいて交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印など路面表示を含めて記入する。
- ・縦断面図 縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、交差道

路及び道路横断構造物を記入する。

- ・標準横断面図 本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。
- ・横断面図 横断設計に基づいて、縦断面図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。
- ・認可図面作成 認可申請資料「都市整備事業実務要領（H28.4 北海道建設部）」に基づき、事業認可申請に必要な交差点詳細図等の資料を作成する。

#### キ) 数量計算

数量計算は「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき、工種別、区間別にまとめる。

#### ク) 概算工事費算出

比較案それぞれに対し、数量計算により算出された概略数量に基づき概算工事費を算定する。なお、概算用地補償費の算定も併せて行う。

#### ケ) 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ・設計条件及び現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

#### コ) 報告書作成

設計業務の成果として、報告書を作成する。なお、以下の項目について解説し、決定根拠となる構造令、基準等の図書名を明記し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成する。

- ・設計条件
- ・計画の経緯
- ・現示、飽和度の計算
- ・その他留意事項

### (3) 駅前広場予備設計

都市計画決定変更予定の南側広場、西側広場、北側広場（位置図参照）の3箇所の駅前広場を対象に予備設計を行うこと。

#### ア) 設計計画

業務目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果品の品質を確保するための計画、⑦成果品の内容・部数、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制（緊急時を含む）、⑩使用する主な機器、⑪照査計画、⑫その他必要事項

イ) 現地踏査

設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、確認を行う。

ウ) 平面設計

実測平面図を用いて広場の平面計画、歩車道の平面線形の検討及び必要に応じた形状検討を行う。また、施設諸元を踏まえ、バス・タクシー・一般車両バース等の容量及び走行軌跡の検討を行う。

エ) 縦・横断設計

実測縦断図及び実測横断図を用い、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦横断線形を計画する。また、標準としておおよそ 20m 毎の測点について、道路の縦横断構成、側道、水路等を設計する。横断図には、土層線を想定し、法面勾配と構造や幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

オ) 広場付帯構造物配置検討及び小構造物設計

広場付帯構造物配置検討は、植栽、植樹帯、街路灯等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計する。このほか、ロードヒーティング、駐輪場、シェルター、各種サイン等の配置計画検討を行う。なお、街路灯の設計にあたっては、道路予備設計（B）の検討と併せて照度の確認を行う。また、ロードヒーティングについては、敷設範囲の検討を行う。

小構造物設計は原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2 m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2 m 以下又は高さ 1.5 m 以下）、集水柵、防護柵工、取り付け道路（延長 10 m 未満）、階段工（高さ 3 m 未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定する。

カ) 広場用排水設計

既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。検討にあたっては、道路部の既設下水道施設への接続を基本に、特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行う。使用する用排水構造物は、「標準設計図集」等を参照する。

キ) 用地幅杭計画

縦断・横断・広場付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき、用地幅杭位置を求める。

ク) 設計図及び関係機関協議資料作成

以下の設計図面を作成する。また、設計図書に基づき関係機関との協議資料・説明用資料作成を行う。

- ・路線図 市販地図に主要構造物、コントロール物件等を記入する。
- ・平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び主要構造物等、計画した全ての構造物を記入する。
- ・縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入する。
- ・標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な横断形状箇所を選定し作成する。
- ・横断図 実測横断図を用い、標準 20m 毎の測点について横断設計に基づき作成する。
- ・一般図作成 一般構造物（函渠、擁壁等）は、設計図書に基づき、一般図を作成する。
- ・認可図面作成 認可申請資料「都市整備事業実務要領（H28.4 北海道建設部）」に基づき、事業認可申請に必要な交差点詳細図等の資料を作成する。

#### ケ) 数量計算

数量計算は「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき、工種別、区間別にまとめる。

#### コ) 概算工事費算出

担当職員と協議した単価と一般図等に基づき算出した概略数量から、概算工事費を算定する。なお、概算用地補償費の算定も併せて行う。

#### サ) 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ・設計条件及び現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

#### シ) 報告書作成

設計業務の成果として、報告書を作成する。なお、以下の項目について解説し取りまとめて記載した、設計概要報告書を作成するものとする。

- ・計画の概要
- ・地域の現況及び関連協議資料
- ・各種検討の経緯とその結果
- ・設計計算書

- ・概算事業費
- ・用地幅杭調書
- ・その他必要事項

(4) 座標計算

道路予備設計（B）及び平面交差点予備設計の中心線座標計算を行う。

(5) 擁壁・補強土予備設計

桜山散策路とのネットワーク強化を図るために必要な歩行者導線として、既存擁壁の改築設計を行うこと。

ア) 設計計画

業務目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

イ) 設計条件の確認

道路の幾何構造、荷重条件等の設計施工上の基本条件について確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理する。

ウ) 比較形式選定

比較形式の検討に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、比較案3案を選定する。

エ) 概略設計計算

比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力や概略安定計算を行い、断面形状を決定する。

オ) 基礎工検討

本体工の比較3案に対して考えられる基礎工数案について、概略安定・応力検討を行う。

カ) 概略設計図

上記までの検討結果に基づき、比較3案について概略数量を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載する。

- ・側面図
- ・平面図
- ・主要点高さ
- ・交差条件
- ・建築限界
- ・設計条件（使用材料、許容応力度、荷重条件）

キ) 協議資料の作成

設計図書に基づき関係機関との協議資料・説明用資料を作成する。

ク) 概算工事費算出

作成した概略設計図に基づき、比較3案の概略数量を算定し、概算工事費を算定する。

#### ケ) 比較一覧表作成

比較3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成する。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示する。

#### コ) 照査

比較形式について確認を行うもので、下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ・設計条件及び現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

#### サ) 報告書作成

設計業務の成果として、報告書を作成する。なお、以下の項目について解説し、決定根拠となる構造令、基準等の図書名を明記し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成する。

- ・設計条件
- ・構造形式決定の経緯と選定理由
- ・構造各部の検討内容と問題点
- ・主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- ・詳細設計段階での注意事項、検討事項

#### シ) 設計における諸条件は下記のとおりとする

<設計における諸条件>

標準設計及び既存の資料等無

### (6) 地質調査

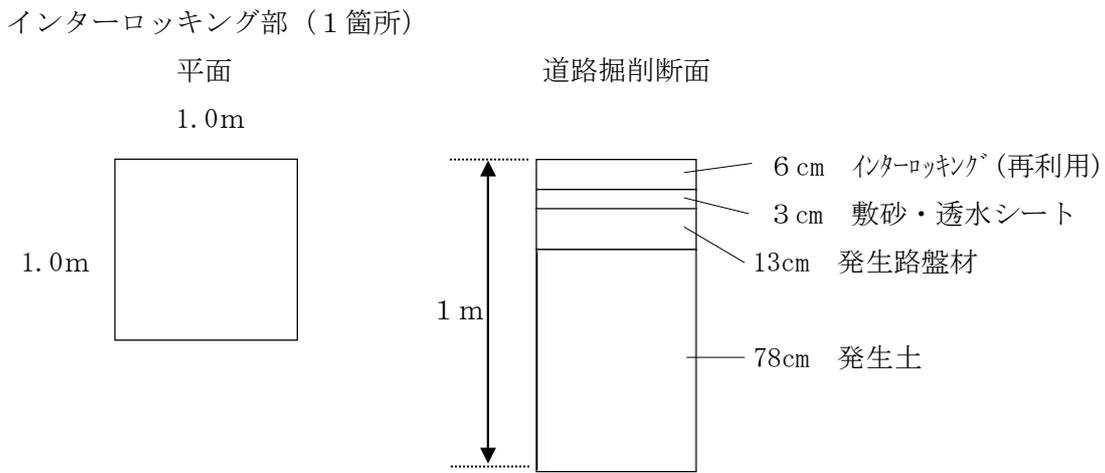
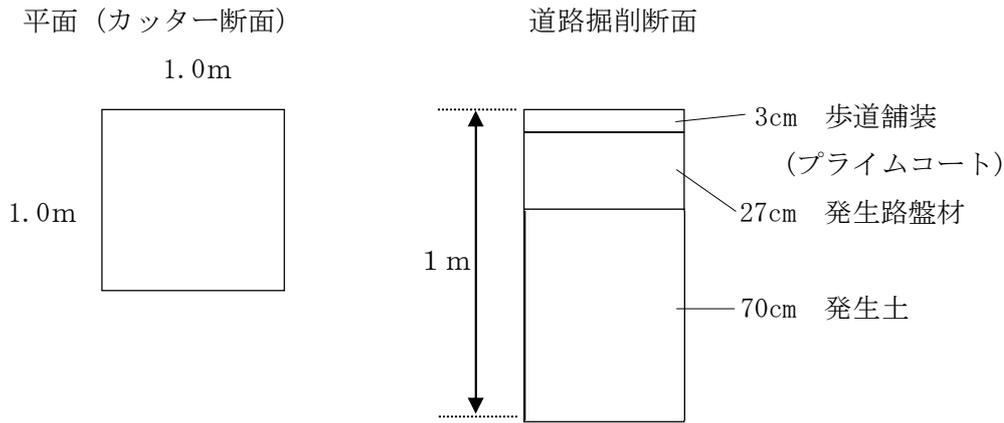
#### ア) 室内 CBR 試験

歩道部5か所において試料採取し、室内 CBR 試験を行う。

CBR 試験は路床面より 50cm 以上深い位置で試料採取するものとし、復旧については原則として現況舗装、路盤構成で復旧すること。

<参考> CBR 試験採取

舗装部 (4箇所)



舗装切断時に発生する濁水については、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分すること。受注者は、濁水を処理する業者を、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票の（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

また、アスファルトコンクリート塊についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という）等に基づき指定された処理施設へ適切に運搬、処分すること。

処理施設については、原則、札幌市内の処理施設とし、「産業廃棄物処理業者名簿」を参照し、受入条件等を確認のうえ、適切に処分すること。

また、本業務で発生した産業廃棄物は、受託者が排出事業者となり、廃掃法に基づき適正に処理を行い、マニフェストE票（最終処分終了）の写しを本市に提出すること。なお、E票の提出が遅れる場合は、D票（処分終了）の写しを提出し、最終処分終了後、速やかにE票の写しを提出すること。

#### <参考>

- ・濁水 … 汚泥 中間 脱水(埋立)

(株)公清企業(エコパーク) 札幌市東区中沼町 45-23

- ・アスファルトコンクリート塊 … 中間(破碎) 再生
 

東亜道路工業(株)	札幌市東区東雁来 5 条 1 丁目 1 番 75 号
世紀東急工業(株)	札幌市西区発寒 10 条 14 丁目 1068 番地 3
道路工業(株)	札幌市豊平区西岡 521
札幌環境資材センター	札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 110-18
札幌中央アスコン	札幌市西区福井 495-1

#### イ) ボーリングおよび土質試験

一般構造物等の検討にあたり、支持地盤の位置や地質状態を把握することを目的に土質ボーリングおよび土質試験を行う。実施箇所については、下記箇所付近を予定している。

[ボーリング・土質調査予定箇所：桜山散策路擁壁付近 1 箇所]

#### <参考>実施内容 (予定)

ボーリング長：φ86mm 12.0m (砂・砂質土：0.3m 粘性土・シルト：11.7m)

各種試験：標準貫入試験×12、孔内水平載荷試験×1、現場透水試験×1、土の密度試験×1、土の粒度試験(粘性土)×1、土の液性限界試験×1、土の塑性限界試験×1、締め固めた土の CBR 試験×5

なお、擁壁・補強土予備設計の設計条件の設定ならびに本調査の実施に係り、試験、調査項目の追加や変更が必要な場合、担当職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

調査を実施する箇所の詳細については、担当職員と協議のうえ決定するとともに、調査日時、人員、配置などについても、事前に担当職員に報告し、承諾を得ることとする。また、方法については、各要領・指針等により、適切に行うこととし、担当職員の承諾を得ること。

#### (7) 無電柱化概略検討

真駒内駅前地区の無電柱化について、担当職員と協議の上、地上・地下設備の割付位置図を作成し、概算数量、概算工事費を算出すること。

なお、検討に当たって必要な条件については、過年度業務成果の電線共同溝整備を想定した概略設備配置案の内容を踏まえて設定することを基本とするが、情報が不足する場合は、発注者と電線管理者により協議を実施することを想定している。このため、条件設定に当たっては、受注者は事前に担当職員と協議を実施すること。

#### (8) 概略施工計画検討

前述までの検討内容を踏まえ、駅周辺道路、駅前広場等の整備にあたり、現況の交通状況や利用状況を踏まえた交通規制が必要となることから、一連の概略施工計画について立案し、概略工程表を作成すること。

### 3. 打合せ

打合せ協議は以下の回数を予定する。なお、主任設計者は全ての打合せに出席すること。

業務着手時、成果品納品時、中間（5回）

### 4. 関係機関協議

関係機関協議は、以下の協議先を予定する。なお、着手時は発注者のみが直接関係機関と協議することを想定しているが、必要に応じ担当職員との協議のうえ対応を決定する。なお、受注者の出席が必要となる場合、設計変更の対象とする。

< 協議先関係機関（予定） >

- ・ 交通管理者（北海道警察、所轄）
- ・ 札幌市南区土木部
- ・ 札幌市交通局高速電車部

### 5. 設計留意書の作成

本業務においては、その設計を通じて得た着目点、留意点等（生産性向上の観点から後段階設計時に一層の検討を行うべき事項）後段階の設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成する。

### 6. 業務履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月23日までとする。

### 7. 主任設計者及び照査技術者について

下記の条件を満たす者とする。

- (1) 主任設計者は、下記資格要件分類表の（I）の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、下記資格要件分類表の（I）の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件 (Ⅰ)	技術士（建設部門－ <b>道路</b> 、総合技術監理部門－建設－ <b>道路</b> ）、RCCM（ <b>道路</b> ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 (Ⅱ)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（ <b>道路</b> ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 (Ⅲ)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件 (Ⅳ)	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

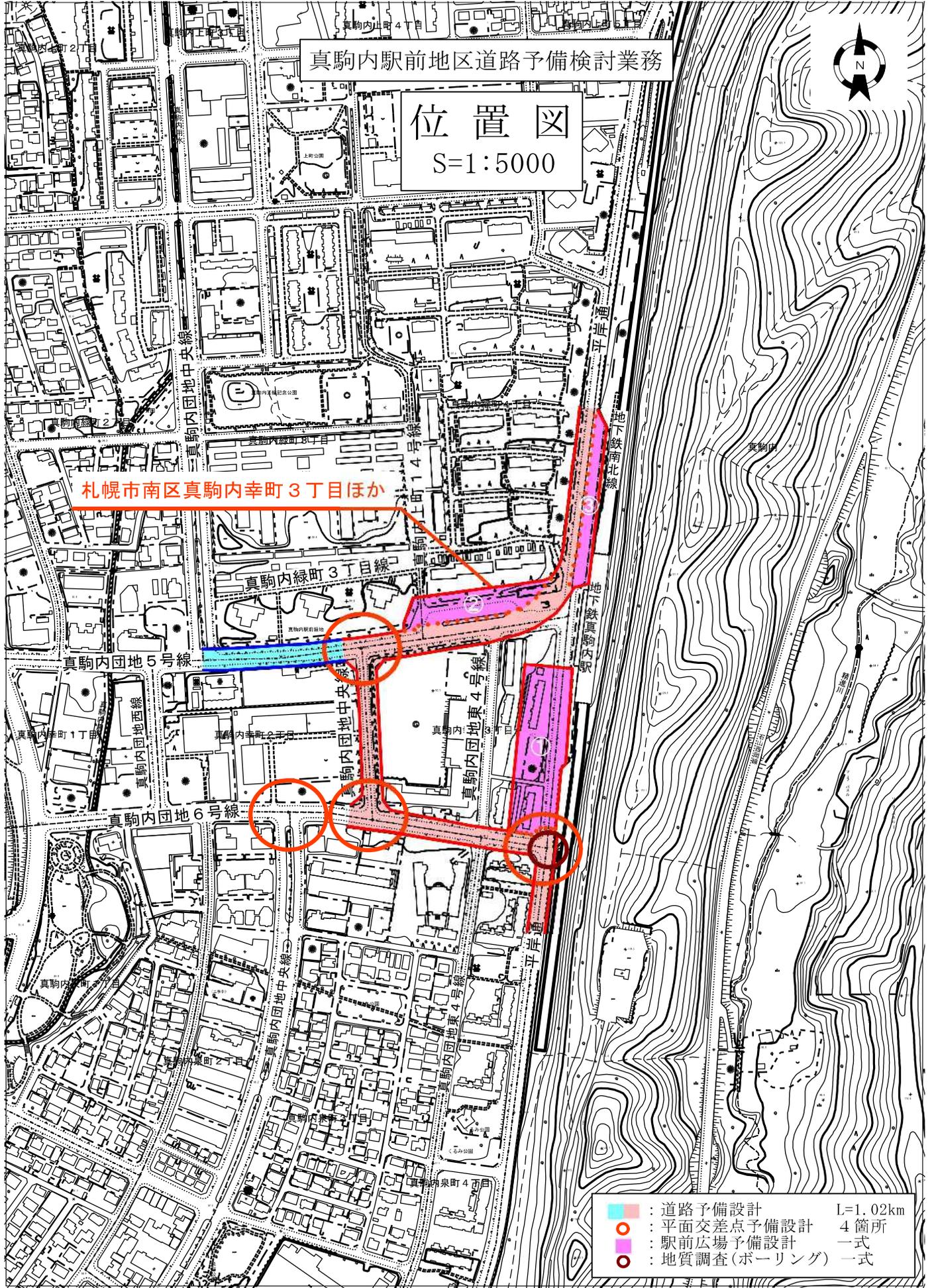
RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
水産土木	

真駒内駅前地区道路予備検討業務

位置図  
S=1:5000



札幌市南区真駒内幸町3丁目ほか



1/5000

0 300m

- 道路予備設計 L=1.02km
- 平面交差点予備設計 4箇所
- 駅前広場予備設計 一式
- 地質調査(ボーリング) 一式

## 真駒内駅前地区道路予備検討業務 評価項目及び評価基準表

実施委員審査項目（採点は真駒内駅前地区道路予備検討業務に係る企画競争実施委員会の委員が行う）

項目	説明	評価基準	配点
(1) 業務の課題把握・実施方針・実施フロー	当該業務を進めるにあたっての課題把握及び実施方針として、当該業務に対する考え方、取組方針及び実施フロー等を記載	・当該業務に対する考え方、取組方針及び業務の実施手順を示す実施フローは、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 駅前広場予備設計に係る検討	駅前広場の設計をするうえで考慮すべきポイントについて具体的に記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的、内容を十分に理解しているか</li> <li>・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか</li> <li>・提案内容は業務目的に合致したものであるか</li> <li>・説明や質問を通じた対象分野への専門性</li> </ul>	30
(3) 概略施工計画に係る検討	概略施工計画を立案するうえで考慮すべきポイントについて具体的に記載		30
(4) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば記載	・独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(5) 業務工程表・業務実施体制	履行期間中における業務のスケジュールについて、コントロールポイント等を明示の上、簡潔に記載 業務実施体制及び担当技術者の同種業務※に係る経歴や表彰歴、アピール等を記載 ※駅前広場や交通広場に係る設計（基本、予備、実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量の把握状況を示す工程計画及びコントロールポイント等が妥当なものであるか</li> <li>・組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等</li> </ul>	10
合 計			100